

検討対象事務総括表（平成20年11月幹事会分）

	事 務 名		事 業 概 要	方向性		頁
				都の評価※	区の評価	
1	④－33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務					
	1	都が事業者を募集した住宅に係るもの	【特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律】 ・供給計画の認定 ・住宅の建設又は管理の状況についての報告の徴収 など	都	区	1
	2	区が事業者を募集した住宅に係るもの	【特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律】 ・供給計画の認定 ・住宅の建設又は管理の状況についての報告の徴収 など	区	区	5
2	④－37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務					
	1	高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務	【高齢者の居住の安定確保に関する法律】 ・供給計画の認定 ・住宅の建設又は管理の状況についての報告の徴収 など	区	区	9
	2	終身賃貸事業の認可などに関する事務	【高齢者の居住の安定確保に関する法律】 ・終身賃貸事業の認可 ・認可住宅の管理の状況についての報告の徴収 など	区	区	13
3	④－81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務					
	1	都が事業者を募集した住宅に係るもの	【地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法】 ・特定優良賃貸住宅を配慮住居者に賃貸することの承認	都	区	17
	2	区が事業者を募集した住宅に係るもの	【地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法】 ・特定優良賃貸住宅を配慮住居者に賃貸することの承認	区	区	21

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

検討対象事務総括表（平成20年11月幹事会分）

	事 務 名		事 業 概 要	方向性		頁
				都の評価※	区の評価	
4	④－87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務					
	1	都が事業者を募集した住宅に係るもの	【建築物の耐震改修の促進に関する法律】 ・特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認	都	区	25
	2	区が事業者を募集した住宅に係るもの	【建築物の耐震改修の促進に関する法律】 ・特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認	区	区	29
5	⑤－1 官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務		【不動産登記法】 ・登記権利者となって権利に関する登記を嘱託すること ・登記義務者となる権利に関する登記を嘱託すること	都・区	都・区	33
6	⑤－2 都市計画事業の施行の認可などに関する事務		【都市計画法】 ・国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可 など	都・区	区	37
7	⑤－3 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務		【都市再開発法】 ・個人、組合、会社が施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可 など	都・区	区	41
8	⑤－5 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務		【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】 ・標識の維持修繕 ・急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	都	都	46
9	⑤－6 管理協定の認可などに関する事務		【都市緑地法】 ・土地保有者と緑地管理機構の管理協定の認可 ・管理協定を認可した旨の公告 など	都・区	区	50
10	⑤－10 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務		【道路法】 ・指定市が管理する道路の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定	都・区	都・区	54

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

検討対象事務総括表（平成20年11月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
11	⑤－12 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務	【国有財産法】 ・指定市が管理する道路に供されている国有財産である土地に係る境界確定 など	都・区	都・区	58
12	⑤－42 地下水採取の許可などに関する事務	【工業用水法】 ・地下水採取の許可 ・地下水採取の制限の命令 など	都	区	62
13	⑤－53 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務	【特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律】 ・第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の国への経由事務及び意見の付与 など	都	区	66
14	⑤－54 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務	【温泉法】 ・土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問	都	都	70
15	⑤－55 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務	【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】 ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可 ・鳥獣の飼養の登録 など	都	都・区	74
16	⑤－70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	【浄化槽法】 ・浄化槽工事業者に対する必要な指示	都	都	78

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。